

## 錦江町農業委員会 1月総会議事録

○ 開催日時 平成27年1月20日(火) 午後3時00分から

○ 開催場所 錦江町庁議室

○ 出席委員(20人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	東郷 輝昭
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	黒瀬 正
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第34号 平成25年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議について

議案第35号 平成26年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定について

議 長	<p>只今より平成27年1月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に14番 貫見委員と15番 畠中委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>「会務報告と説明」</p>
議 長	<p>只今の会務報告について、質問はありませんか。</p>
全委員	<p>(発言なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第32号 「農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第32号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号6号の譲渡人は、M・Sさん、K・K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字井手ノ河3,035番2、地目は田、地積は1,077㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人は、K・Hさん、K・K自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、雇用が1名、自作地18,515㎡、小作地19,523㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>次の受付番号7号の譲渡人は、N・Mさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字井手ノ河3,035番3、地目は田、地積は630㎡となっています。</p> <p>譲受人は、受付番号6号と同じK・Hさんです。</p> <p>受付番号6号、7号の担当調査員は13番 徳永委員です。</p>

	<p>次の受付番号7号の譲渡人は、M・Kさん、M自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字榎ケ久保6，564番1、地目は畑、地積は1，160㎡、次が、神川字榎ケ久保6，564番2、地目は畑、地積は3，081㎡、次が神川字榎ケ久保6，564番3、地目は畑、地積は2，129㎡で、3筆の合計が6，370㎡となっています。</p> <p>譲受人は、鹿児島県地域振興公社となっています。</p> <p>この件については、鹿児島県地域振興公社が、農地中間管理事業の特例事業によって取得するものでございます。</p> <p>この件の担当調査員は、3番 厚ケ瀬委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号6号、7号について、13番 徳永委員お願いいたします。</p>
13番 徳永委員	<p>6番、7番の方を説明いたします。</p> <p>譲渡人の2つの田んぼは隣接してしまっていて、実際は中の畔を取って1枚の田んぼになっております。</p> <p>事情があって売り渡す訳ですが、譲受人のK・Hさんは認定農家でもあります。肉用牛を手広くやっておられて、地元でも地域の畜産農業の中核という方であり、何ら問題は無いと思います。尚、Hさんの今度買受ける田んぼは、Hさんの自宅の近くでもあります。価格は反の130万円という内容で合意しております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号8号について、3番 厚ケ瀬委員お願いいたします。</p>
3番 厚ケ瀬委員	<p>受付番号8号の説明を行います。</p> <p>譲渡人のM・Kさんは、前、売りたいということで出ていた件でございます。本人と話をしまして、財産をもう残したくない、子供たちに税金をさせたくないというような希望もありまして、価格等につきましても買ってくれる人がいたら良いですよという感じで、6，370㎡の価格を150万円という価格でお互いに話をしている状態でございます。公社買受け事業ということで、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第32号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第32号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第32号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に「議案第33号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は50筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を4回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第33号のうち、受付番号349号から357号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第33号のうち、受付番号349号から357号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号349号の貸し人はT・Kさん、Y県在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字木場ノ上422番19、地目は田、地積は206㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年2月1日から平成32年1月31日までで、小作料金は6,000円となっています。</p> <p>借り人は、(株)T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>経営状況は、従事者2名、雇用が23名で6,350日、小作地67,181㎡で、路地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラック11台、動噴5台、トラクター、管理機各3</p>

台、乗用管理機2台、フォークリフト1台となっています。

次の受付番号350号は貸し人、借り人とも、349号と同じです。

申請地は、馬場字堀込3294番、地目は畑、地積は1,030㎡となっています。

貸付期間は、平成27年2月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。

次の受付番号351号の貸し人はY・Aさん、K・U自治会在住の方です。

申請地は馬場字堀込3287番、地目は畑、地積は3,163㎡です。

貸付期間は、平成27年2月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は30,000円となっています。

借り人は、受付番号349号からと同じT・Fさんです。

次の受付番号352号の貸し人はN・Nさん、N自治会在住の方です。

申請地は、馬場字西ノ下886番1、地目は田、地積は1,200㎡となっています。

貸付期間は、平成27年1月21日から平成31年12月14日までで、小作料金は全部で35,000円となっています。

借り人は、受付番号349号からと同じT・Fさんです。

次の受付番号353号の貸し人はK・Tさん、F自治会在住の方です。

申請地は、馬場字寺前ノ上2,052番1、地目は田、地積は881㎡となっています。

貸付期間は、平成27年1月21日から平成31年12月14日までで、小作料金は26,000円となっています。

受付番号349号から353号までの担当調査員は、8番 寺田委員です。

次の受付番号354号の貸し人はI・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字瀬戸口4,149番2、地目は田、地積は1,717㎡となっています。

貸付期間は、平成27年2月1日から平成31年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、K・Sさん、I自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名で、自作地18,608㎡、小作地19,345㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、バインダー、軽トラック、ボブキャット、2t車各1台となっています。

	<p>担当調査員は、11番 元丸委員です。</p> <p>次の受付番号355号から357号までの貸し人はT・Tさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、355号が、田代麓字前田872番1、地目は田、地積は629㎡、356号が、田代麓字前田874番、地目は田、地積は1,017㎡、357号が、田代麓字前田875番1、地目は田、地積は501㎡で、3筆の合計は2,147㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年2月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は全部では10,000円となっています。</p> <p>借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員3名、従事者2名で、自作地5,168㎡、小作地55,504㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、コンバイン、ベーラー、ラップマシン、2tダンプ各1台となっています。</p> <p>担当調査員は、12番 鍋委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号349号から353号について、8番 寺田委員お願いいたします。</p>
8番 寺田委員	<p>報告いたします。</p> <p>353号に対しましては、先月あっせんで貸したいで出てきたものでございます。それでT・Fさんに相談したところでございますが、T・Fさんは毎月のように出てこられまして、利用権を設定するに当たりまして、名何ら問題は無いものと思っております。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号354号についてを、11番 元丸委員お願いいたします。</p>
11番 元丸委員	<p>報告します。</p> <p>貸し人のIさんは高齢でありまして、Kの方で息子さんと生活されております。</p> <p>借り人のK・Sさんは認定農家でもあり、又、後継者もそのうち帰って来る計画でありまして、肉用牛を手広くしております。小作料が0となっておりますが、前回もありましたとおり荒らさなければ良いという形で、中山間事業でその分を</p>

	<p>地主さんに払っている関係で、こういう形になっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号355号から357号についてを、12番 鍋委員お願いいたします。</p>
12番 鍋 委員	<p>説明をいたします。</p> <p>この案件は先月あっせんに上がって来たものです。この前田という場所は、田代駐在所の山手に向かって直ぐ裏側にあたる所です。前作者はNのN・Fの方が耕作されていたということでしたが、高齢で耕作できないということで、戻されたということでした。そこで、この土地の隣接地で30アールほど牛の飼料を作られているYさんに集約ということも含めて相談に行きましたところ、まとまったものです。</p> <p>Yさんは認定農業者であられ、後継者の二男の方もこの3月には、今現在、M・Kにある肥育センターに勤められておりますけれども、3月末に退職、就農するということが決まっておるということでした。また、従事日数、意欲・能力等には問題は無く、農地の利用状況等も息子さんが帰ってこられれば、奥さんが今病気で入退院を繰り返しておられますけれども、今後改善して行くものというふうに思います。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第33号のうち、受付番号349号から357号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第33号のうち、受付番号349号から357号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第33号のうち、受付番号349号から357号については、原案のとおり決定しました。</p>



議 長	<p>次に、議案第33号のうち、受付番号358号から370号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第33号のうち、受付番号358号から370号までを説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号358号から360号までの貸し人は、T・Tさん、K・I自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、358号が神川字高城1，576番、地目は畑、地積は6，310㎡のうち900㎡、359号が神川字高城1，584番1、地目は畑、地積は1，409㎡、360号が神川字野首1，574番2、地目は畑、地積は3，101㎡のうち2，204㎡で、3筆の合計は4，513㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年1月21日から平成31年12月14日までで、小作料金は10アール当たり25，000円となっています。</p> <p>借り人は、(有)Z・Sさん、R自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>経営状況は、従事者3名で、自作地39，696㎡、小作地146，875㎡で、お茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、軽トラック5台、2tトラック4台、乗用摘採機3台、乗用防除機4台、乗用中刈機3台となっています。</p> <p>受付番号358号から360号までの担当調査員は、17番 鳥越委員です。</p> <p>次の受付番号361号の貸し人は、T・Kさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字福蔵塚2，387番1、地目は畑、地積は2，229㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年2月1日から平成29年12月14日までで、小作料金は10アール当たり5，000円となっています。</p> <p>借り人は、N生産組合さん、M町に拠点を置く法人です。</p> <p>経営状況は、雇用が24人で6，336日、自作地55，934㎡、小作地68，988㎡で、水稻、茶、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン2台、耕運機4台、草払機10台となっています。</p> <p>次の受付番号362号から364号までの貸し人は、K・Zさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は362号が田代川原字長尾2，670番、地目は畑、地積は4，257㎡、363号が田代川原字長尾2，672番2、地目は畑、地積は1，919㎡、364号が田代川原字長尾2，673番1、地目は畑、地積は4，132㎡で、3筆の合計は10，308㎡となっています。</p>

貸付期間は、平成27年2月1日から平成29年12月14日までで、小作料金は10アール当たり5,000円となっています。

借り人は、361号と同じN生産組合さんです。

次の受付番号365号から367号までの貸し人は、K・Fさん、T自治会在住の方です。

申請地は365号が田代川原字長尾2,667番3、地目は畑、地積は3,726㎡、366号が田代麓字井手平3,266番1、地目は田、地積は911㎡、367号が田代麓字井手平3,266番2、地目は田、地積は1,214㎡で、3筆の合計は5,851㎡となっています。

貸付期間は、平成27年2月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は10アール当たり5,000円となっています。

借り人は、361号と同じN生産組合さんです。

受付番号361号から367号までの担当調査員は、14番 貫見委員です。

次の受付番号368号の貸し人は、M・Sさん、S自治会在住の方です。

申請地は馬場字新田4,272番1、地目は田、地積は748㎡となっています。

貸付期間は、平成27年1月21日から平成31年12月14日までで、小作料金は7,500円となっています。

借り人は、M・Mさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、雇用が4人で280日、小作地1,277㎡で、生姜を主体とした経営をされています。

労働従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラック、トラクター各1台、管理機、動噴、コンバイン各2台となっています。

担当調査員は、19番 鈴委員です。

次の受付番号369号の貸し人は、H・Iさん、K自治会在住の方です。

申請地は、馬場字木原ノ上1,970番1、地目は田、地積は3,001㎡のうち1530㎡となっています。

貸付期間は、平成27年1月21日から平成28年12月14日までで、小作料金は70,000円となっています。

借り人は、M・Yさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、雇用が1人で50日、自作地4,464㎡で、水稻、インゲンを主体とした経営をされています。

労働従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック、田植機各1台となっています。

	<p>次の受付番号370号の貸し人は、T・Mさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字小石田354番1、地目は田、地積は712㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年1月21日から平成29年12月14日までで、小作料金は15,000円となっています。</p> <p>借り人は、K・Mさん、S自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員4名、従事者2名、自作地4,172㎡、小作地13,572㎡で、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>労働従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラック、イモ堀機、管理機、茎葉処理機、動噴、トラクター各1台となっています。</p> <p>受付番号369号、370号の担当調査員は、20番 本釜委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号358号から360号までを、17番 鳥越委員、お願いいたします。</p>
17番 鳥越委員	<p>358番から360番のTさんのこれはお茶畑です。元々A産業が借りられていて、今回、合意解約され、その後をZ・Sさんが借りられるということでありました。Z・Sさんに関しては何ら問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号361号から367号までを、14番 貫見委員お願いいたします。</p>
14番 貫見委員	<p>報告いたします。</p> <p>361号から367号までの借り人はN生産組合でございます。これはO・Sの中にある生産組合でございます。この畑はニンニクも植えてある所もありましたし、また、綺麗に耕運されて、今日も法面のカヤを払って、Sの人達が綺麗に片付けもしておられましたので、何ら問題は無いかと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号368号についてを、19番 鈴委員お願いいたします。</p>
19番 鈴委員	<p>このMさんはSを借りて、今、生姜を作っている訳ですが、その隣の田んぼを排水かれこれの関係で貸してもらえないかということで相談をして、借りたところでございます。ほかの所はどうかしれませんけれども、Sで作っている生姜に関しては非常に良く耕作をされて、綺麗に管理をされておりますので、</p>

	何ら問題は無いと思います。よろしくお願いします。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号369号、370号についてを、20番 本釜委員お願いいたします。</p>
20番 本釜委員	<p>報告いたします。</p> <p>受付番号369番の借り人のMさんは露地とハウスインゲンを栽培されております。耕作地も綺麗にされております。こちらの借りていらっしゃる所はハウスなんです、又、引き続き耕作したいということで、審議の方をよろしくお願いします。</p> <p>受付番号370番の貸主のTさんは、高齢のため耕作ができないということで、Kさんに作ってもらいたいという希望で、農業委員会を通さずに今まで作られていたそうですが、Kさんの意向で農業委員会を通して欲しいということで決まりました。小作料も事務局の方で金額を決めて欲しいということで、このようになりました。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第33号のうち、受付番号358号から370号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第33号のうち、受付番号358号から370号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第33号のうち、受付番号358号から370号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第33号のうち、受付番号371号から397号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局

それでは、議案第33号のうち、受付番号371号から397号までを説明いたします。

受付番号371号から397号については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が利用権を取得するものであります。

まず、受付番号371号の貸し人はM・Iさん、K自治会在住の方です。

申請地は、城元字三ノ迫4, 726番13、地目は畑、地積は3, 152㎡となっています。

貸付期間は、平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は10, 000円となっています。

次の受付番号372号の貸し人はN・Sさん、D・N自治会在住の方です。

申請地は、城元字池ノ尾4, 360番1、地目は畑、地積は14, 359㎡となっています。

貸付期間は、平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は200, 000円となっています。

次の受付番号373号、374号の貸し人はM・Aさん、O・K自治会在住の方です。

申請地は、373号が、田代川原字高塚2, 605番3、地目は畑、地積は2, 980㎡、374号が、田代川原字高塚2, 605番4、地目は畑、地積は3, 343㎡となっています。

貸付期間は、平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は373号、374号ともに茶4kgとなっています。

次の受付番号375号、376号の貸し人はW・Mさん、G自治会在住の方です。

申請地は、375号が田代川原字袖山平原2, 733番1、地目は畑、地積は2, 563㎡、376号が田代川原字袖山平原2, 726番1、地目は畑、地積は3, 150㎡で、2筆の合計は5, 713㎡となっています。

貸付期間は、平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は375号が茶4kg、376号が茶5kgとなっています。

次の377号から379号までの貸し人はH・Aさん、S自治会在住の方です。

申請地は、377号が田代川原字菖蒲ヶ迫5, 951番4、地目は畑、地積は1, 704㎡、378号が田代麓字グミノ木3, 318番3、地目は畑、地積は2, 892㎡、379号が田代麓字グミノ木3, 318番7、地目は畑、地積は3, 130㎡で、3筆の合計は7, 726㎡となっています。

貸付期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は377号が1, 000円、378号が2, 000円、379号が3, 000円と

なっています。

次の380号の貸し人はK・Sさん、K・S自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字土穴4, 829番4、地目は畑、地積は7, 146㎡となっています。

貸付期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は60, 000円となっています。

次の381号、382号の貸し人はO・Kさん、S自治会在住の方です。

申請地は381号が田代川原字土穴4, 821番1、地目は畑、地積は3, 845㎡、382号が田代川原字土穴4, 826番1、地目は畑、地積は1, 477㎡で、2筆の合計は5, 322㎡となっています。

貸付期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は381号が25, 000円、382号が11, 000円となっています。

次の383号の貸し人はT・Mさん、T自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字土穴4, 823番2、地目は畑、地積は5, 967㎡となっています。

貸付期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は50, 000円となっています。

次の384号の貸し人はS・Tさん、K市在住の方です。

申請地は、田代川原字土穴4, 835番1、地目は畑、地積は3, 424㎡となっています。

貸付期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は10, 000円となっています。

次の385号の貸し人はH・Kさん、U自治会在住の方です。

申請地は、田代川原字土穴4, 837番13、地目は畑、地積は3, 426㎡となっています。

貸付期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は24, 000円となっています。

次の386号の貸し人はT・Iさん、K市在住の方です。

申請地は、田代川原字土穴4, 838番1、地目は畑、地積は4, 107㎡となっています。

貸付期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は32, 000円となっています。

次の387号の貸し人はT・Kさん、K市在住の方です。

申請地は、田代川原字土穴4, 838番3、地目は畑、地積は3, 426㎡となっています。

貸付期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は24, 000円となっています。

次の388号から394号の貸し人はY・Hさん、B自治会在住の方です。

申請地は、388号が田代麓字刈切5, 237番6、地目は畑、地積は2, 232㎡、389号が田代麓字刈切5, 237番7、地目は畑、地積は1, 237㎡、390号が田代麓字川床5, 196番35、地目は畑、地積は700㎡、391号が田代麓字川床5, 196番37、地目は畑、地積は670㎡、392号が田代麓字川床5, 196番38、地目は畑、地積は865㎡、393号が田代麓字川床5, 196番39、地目は畑、地積は840㎡、394号が田代麓字川床5, 196番40、地目は畑、地積は1, 036㎡で、7筆の合計は7, 580㎡となっています。

貸付期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は388号が茶2kg、389号から394号までが各茶1kgとなっています。

次の395号の貸し人はE・Kさん、I自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字永山1, 273番2、地目は畑、地積は1, 647㎡となっています。

貸付期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は10, 000円となっています。

次の396号の貸し人はK・Kさん、O自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字永山1, 273番1、地目は畑、地積は4, 183㎡となっています。

貸付期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は28, 000円となっています。

次の397号の貸し人はT・Kさん、I自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字上川原迫1, 318番2、地目は畑、地積は716㎡となっています。

貸付期間は平成27年3月1日から平成37年2月28日までで、小作料金は3, 000円となっています。

以上ですが、この中で貸し人のM・Iさん、N・Sさん、W・Mさんが経営転換協力金の対象となって、その他の方が耕作者集積協力金の対象となっています。

以上です。

議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
5 番 平原委員	公社が全部耕作すつと。
事務局	公社がいったん利用権を取得して、又、今度は公社の方から耕作者の方に貸し付けるということになります。
1 9 番 鈴 委員	今までも借りていたやつ。
事務局	新規です。
1 0 番 牧原委員	相手はもう決まっているんでしょう。前言ったあれで。
事務局	決まっています。
1 番 宿利原委員	何枚か今まで借りていたのを移し替えたのが多いよなあ。
事務局	利用権が切れている分もありますし、闇で作っていたのもあります。
5 番 平原委員	場所もバラバラじゃいが。
事務局	Mさん、Nさんは池田団地付近ですよ。田代の方については個別にバラバラです。耕作の集積なので、一部を預けることになります。経営転換になると全部か経営作物の部門の全部を預けないといけないので。
5 番 平原委員	これはまた来月も上がって来つと。
事務局	これは県が今度は利用権の公告を打ちますので、誰に貸すという審議はここではしないです。ですから県が公告した時点で、公社と耕作者との利用権設定というのは終わります。通知が来るだけです。農業委員会としては、この土地を振興公社に貸してよいか審議だけになります。ですから、この土地をこの人に貸して良いかという審議は県の方ですることになります。
1 3 番 徳永委員	さっきの説明で、地域集積が1つとおっしゃったですね。
事務局	いや。経営転換と耕作者集積です。
1 3 番 徳永委員	集積の場合は地主さんの方にも行くけれども、ある地域の団体を通じて集積すれば、その地域の2割とか3割が集積されれば、その団体に集積の金額が下りる



	んじゃなかったですかね。
事務局	それは地域集積協力金ですね。集積は担い手の圃場に接しているか、2筆以上隣り合わせのものを出すかというものです。
13番 徳永委員	これで行くと、381から387は大体同じ地域ですよ。そうするとこれは地域集積協力金というのが団体に下りるんじゃないですか。
事務局	団体に行くためには、その受け皿を先ず作らなければなりません。 字単位であるか、10ha以上連担する土地のところで、この農地中間管理事業に取り組みますよという団体を作らなければなりません。その中で貸し借りがされた場合に、地域集積協力金というお金が、その地域に入ることになりますから、今まだそこまで錦江町は来ていません。話しは池田団地であるとか、上部であるとかしていますが、結局その受け皿の団体を立ち上げないといけないんです。
13番 徳永委員	ここで団体を作れば地域にも下りたはずですよ。ダブルで。
10番 牧原委員	それが下りると個人には下りないでしょう。
事務局	個人にも下りるし、団体にも下ります。経営転換とこの耕作者集積協力金はダブルは出来ませんが、地域集積と経営転換なり、耕作者集積協力金は両方とも出ます。ですから個人で貰う分と団体で、結局その団体でお金を貰うんですが、農業のために使いなさいとなっていますので、その団体を立ち上げた上で、その入って来たお金をどういうふうにするかという規約から全部作って、一つの団体を作らなければいけないんです。ですので、入って来たお金をどうやって使っていくのか、その地域でということまで話を詰めて行かないといけないということになります。
13番 徳永委員	そういう指導は産業振興課はしないのかな。
事務局	いや、いま産業振興課がモデル地区の上部地区と池田団地について、いろいろとやっているところなんですけど、未だ、そういう団体までの設立までには至っていないところです。
19番 鈴委員	このお茶の1kgというのは大体お金にしてどのくらいの換算をしているの。
事務局	聞いたところ4千円という話でした。

16番 黒瀬委員	この372というのは、去年利用権設定をしたところではないですか。
事務局	合意解約をさせていただきました。 そしてまた同じ人が借りられる予定です。
議長	しばらく休憩します。
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第33号のうち、受付番号371号から397号までを採決します。 お諮りします。 議案第33号のうち、受付番号371号から397号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第33号のうち、受付番号371号から397号については、原案のとおり決定しました。
議長	ここで、○番 T委員の退席を求めます。 (T委員退席)
議長	次に、議案第33号のうち、受付番号398号を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第33号のうち、受付番号398号について説明いたします。 398号の貸し人はA・Tさん、神川中自治会在住の方です。 申請地は、神川字山頭4,701番、地目は畑、地積は1,103㎡となっています。 貸付期間は、平成27年2月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。 借り人は、T・Tさん、K・K自治会在住の方です。 経営状況は、世帯員5名、従事者4名、自作地12,213㎡、小作地20,188㎡で、大根、甘藷、馬鈴薯を主体とした経営をされています。 労働従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、

	<p>管理機各2台、2tトラック、大根洗浄機、ツル払い機各1台となっています。 この件の担当調査員は、13番 徳永委員です。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。 13番 徳永委員、お願いいたします</p>
13番 徳永委員	<p>この土地は遊休農地解消事業で契約するものです。この土地は地籍調査が完了した時点で、この398の進入路が地籍調査で確定したんですが、その後、トラブルまして、進入路が他の地権者から塞がれて、この畑に行けなくなって約10何年遊休農地となった場所です。その塞いだ方と色々話をしまして交渉が成立したもんですから、遊休農地解消としてこの土地を誰か使わないかということになりました。借りるT・Tさんは、N委員でもありますし、大根、カライモ、手堅く経営されております。家族4人で一生懸命されておまして、借りているところの管理もしっかりしておりますので問題は無いかと思います。なお、この遊休農地解消事業ですので事業期間が短いんですが、何とか3月中に抜根をして畑にしたいというT・Tさんの意向もありますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第33号のうち、受付番号398号を採決します。 お諮りします。 議案第33号のうち、受付番号398号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第33号のうち、受付番号398号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、〇番 T委員の入室を求めます。  (T委員入室)</p>

議 長	<p>次に、「議案第34号 平成25年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第34号について説明いたします。</p> <p>この件につきましては、町長より平成25年度に実施した地籍調査のうち、地目を変更した神川地区の直営分161件と外注分72件、田代地区の110件について、協議の上、1月23日までに回答するよう依頼があったものであります。</p> <p>資料として添付しております町長からの協議依頼文書の鑑の写しをご覧くださいと思いますが、神川地区については、直営分で農地からの地目変更が153件と農地への地目変更が8件、外注分で農地からの地目変更が65件と農地への地目変更が7件、田代地区については、田代麓地区で農地からの地目変更が106件と農地への地目変更が4件となっております。</p> <p>個別の変更内容につきましては、これから回覧します資料で確認をお願いいたします。</p> <p>調査地区としては、落河自治会周辺と長谷自治会周辺となっておりますが、しばらくの間、それぞれの内容について確認、検討をいただいて、後ほど協議をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、しばらくの間、資料を確認の上、検討をお願いいたします。</p> <p>しばらく休憩します。</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>それでは、内容を確認いただいたと思いますので、協議をお願いいたします。</p> <p>意見、質問など、ある方はどなたからでも結構ですので、出していただきたいと思います。</p>
委 員	<p>(委員からは、特段の意見は出ず)</p>
議 長	<p>それでは、特に意見がなければ採決に入ります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第34号 平成25年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議について」は、原案のとおり変更分を承認することに異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第34号 平成25年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第35号 平成26年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第41号 平成25年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定について」説明いたします。</p> <p>この件につきましては、昨年8月から委員の皆様方に調査していただきました、農地利用状況調査が終了し、その結果が集約されましたので皆様に説明し、内容を確認していただいた上で、非農地の判定をお願いするものです。</p> <p>資料は、別途配布してありますので、ご覧ください。</p> <p>1頁から2頁にかけては過去の調査で上がって来ていた分で、今回3判定となったものを記載してありますが、1判定から3判定となったものが22件で26,554㎡、1回解消になったものの再発生で3判定になったものが2件で、1,943㎡となっています。</p> <p>2頁の途中から12頁にかけては、3判定として新規に発生したものです。</p> <p>内訳は、城元字が13件で、14,237㎡、馬場字が4件で、1,050㎡、神川字が13件で、11,604㎡、田代麓字が63件で、30,612㎡、田代川原字が48件で、30,660㎡となっています。合計で今回の非農地判定とするものは、165件で、116,660㎡となっているところです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今説明がありましたとおり、しばらくの間、確認をお願いします。</p> <p>しばらく休憩します。</p>
議 長	<p>それでは、よろしいでしょうか。</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>ただ今確認していただいた中で、間違いや修正あるいは再確認が必要な農地等はありませんでしょうか。</p>
委 員	<p>(委員からは、特段の意見は出ず)</p>
議 長	<p>それでは、特に意見がなければ採決に入ります。</p> <p>お諮りします。</p>

	議案第35号 平成26年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第35号 平成26年度耕作放棄地調査に伴う非農地の判定については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	以上で、平成27年1月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

14番

15番

議事録調整者 窪 和人